



NTT 労働組合退職者の会
高知県支部協議会

通信

2008年10月15日 第37号 特集号

第10回総会議案書

NTT労働組合退職者の会 高知県支部協議会
会長 今井 智

〒780-0841 高知市帯屋町2-5-11
TEL 088-821-3800 FAX 088-873-3313
URL <http://www3.ocn.ne.jp/~ob-3800/>
E-mail taisyo-kochi@air.ocn.ne.jp

NTT労働組合退職者の会高知県支部協議会 第10回総会議案書

(★総会当日ご持参下さい)

告 示

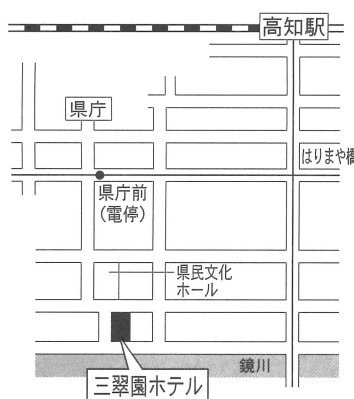
NTT労組退職者の会高知県支部協議会第10回総会を下記のとおり開催します。

記

1. と き 2008年11月19日(水) 午後2時30分～
2. と ころ 高知三翠園ホテル
(TEL 088-822-0131 高知市鷹匠町1-3-35)
3. 議 題
 1. 2008年度 活動方針(案)について
 2. 高知県支部協議会会則の一部改正(案)について
 3. 2008年度 予算(案)について
 4. その他

以 上

2008年10月15日



NTT労組高知県グループ連絡協議会
会長 田 岡 章

NTT労組退職者の会高知県支部協議会
会長 今 井 智

*会場設営の都合上、同封ハガキ
(切手不要)にて「総会への出席の有無」と「懇親会への参加の有無」を表示し、11月10日(月)までにご返送願います。

はじめに

後期高齢者医療保険制度の強行実施や原油高、食料品など原材料不足による物価の高騰、輸入食料品の不安定性や産地偽装による「食」の安全無視と、国民は何事に於いても片時も安まることのない生活を強いられています。

このような厳しい状況のと きこそ年金生活者の結束が必要との観点から、退職者の会高知県支部協議会会員二〇〇名は、全国十二万の会員更には高知県高退連六〇〇〇人の仲間の一員として「後期高齢者医療制度廃止や安心・

高齢者に優しい県づくりの要請」活動をしてきましたが、政治の世界では相変わらず「数の力」による野合のもとで、高齢者の生活やワーキングプア層など国民無視の政策がダラダラと続けられています。また、会活動の基本である「現退一致」の大方針の下での活動に最大限の配慮をした活動にも参加してきました。

安心、信頼、生きがいあふれる21世紀

みんなと共に！

加えて、私たちが築き上げてきた情報通信社会は、ユビキタス社会の到来など飛躍的かつグローバルな発展をとげるとともに、熾烈な技術・市場競争の渦中にあります。

一方、NTT事業は電話中心から、ブロードバンド事業へシフトした事業発展に懸命に取り組んでいます。シェアは四十六％程度で、他社との激しい争いを繰り返しています。

ことにNTT西日本グループ

この一年をふりかえって

一 組織活動・事務局常駐について

一、会員拡大は、この一年間で、新規加入二十七名、脱会及び死亡二十八名の一名減で、一一八七名(男五五〇名、女六三七名)となりました。契約社員制度の定着と、退職者の会に加入しなくても「退職者共済」が利用できる制度が出来たことにより「五万円を預託してまで加入したくない」との〇Bが出現しており、県下で十六名が当会に加入しませんでした。

二、当会活動に参加しない〇Bは、NTT労組が推進する「現退一致」の活動に加わらない「層」であり、これらの増大は現職労組側にとつて将来の活動領域を自ずから縮小することにつながるものと思われます。退

プでは、IP系収入と業務の内製化による努力もあり十九年度は黒字化したものの、更なる経営基盤確立にむけ「NTT西日本中期経営戦略」を策定し事業基盤安定を通じ、雇用の安定化、働き甲斐の向上への努力を傾注しています。

私たちは、高齢退職者連合の活動に参加すると共に、現退一致の活動を推進しつつ、安心、信頼、生きがいあふれる21世紀の実現に向け取り組みを強化することとします。

職者の会結成以来の「会活動」の評価にも影響することから、現職側の適切な方針化を急ぐよう引き続き提言していきます。

三、事務局常駐は過去の週二日から「火・水・木曜日」の午後半日とし、会員との連携充実に寄与しています。

更に、七、八月中旬までの「会員・共済継続事務期間」は月々金曜日までの午後半日を複数体制で対応することと、締切日までに共済継続書類未提出会員が今年度は二五〇名も存在したことから、土日返上や夜間活動も展開し、県下各地から選出されている幹事役員も加わった活動を進めてきました。

四、支部協費は、二〇〇〇円への引き上げの移行年度として一五〇〇円を徴収し

ましたが、今年度からの共済活動助成金の通減化の実情を踏まえ、福祉会計予算を中心に見直しを行うための「検討委員会」を開き、今後の予算執行に反映させることとしました。

五、満八〇歳到達会員への「五万円」預託金返還」制度がスタートしましたが、返還金の送金通知がなされないために、問い合わせが多いこともあり、返還金（通帳入金）確認を各自してもらうために、支部協として対象者に通知の手紙を送付する活動を行っています。この活動は、同時に「預託金証書」が自動的に失効する旨の通知にもなっています。

六、支部協会費・共済掛け金の全国統一システムに九月から参加切り替えました。これにより全国に先駆けて取組んできた「口座引落とし」は、前年までの八月引落としから九月引落としとなりましたので、支部協会費の高知県支部協議会への入金が十月以降となり、「九月引落とし」が出来なかった会員からの支部協会費の入金は、更に数ヶ月遅れる事態が想定されることとなりますので、会員の方々は「口座や残高」の事前確認の一層の協力を願うものです。

二 中央協主催の各種研修会・交流会等への参加について

一、中央協主催の支部代表者会議・共済担当者会議やブロック研修会をはじめ、新任役員による全国交流集会への派遣を通じ、今後の活動への糧を得てきました。二、現退一致の活動の必要性から、情報労連高知県協議会・NTT労組グループ連絡協議会への役員派遣などにより活動の推進に努めました。退職者の会の組織は「職場」を持たないことから「行事等の連絡遅れや緊急の要請」には応えられないケースもありましたが、多くの会員の協力で「現役不足分を補う」成果のある役割も果たしてきました。

三、退職者の会四国連携委員会で「活動に対する意見交換」等をはかり、成果をあげてきていますが、NTT労組四国総支部と四国内退職者組織との新たな連携強化に向けた検討が必要な時期にあるといえます。

三 地域の『集い』の開催と支援について

一、OB仲間の「出合いと交流」の場として開催されている県下各地の「集い」に連携・支援してきました。この一年間で、室戸、安芸、香南（香美・南国）高知、高知旭、土佐春野、



高吾北（佐川）、須崎、窪川、高知西南（中村）、宿毛、土佐清水の十二ヶ所に集う仲間（ふれ合い）つづ退職者の会の存在アップにも努めてきました。

二、ことに、未開催地域を含めた「地域の中心的地話」に一同に会してもらい、地域ごとの実情や活動内容の意見交換等を行い、今後の活動に役立ててもらおう素地を提供することができました。

四 高知電友会との共催によるOB親睦旅行について

一、二〇〇八年五月二十七日～二十九日までの二泊三日

で、高知電友会との共催によりOBの親睦旅行を四十三名の仲間の参加により実施しました。

行き先は、電友会との合同による「旅行検討委員会」を開き、旅行業者からの企画案をベースに、独自の観光地なども付加し「石見銀山をメイン、島根・玉造温泉」を含む、隠れたビューポイントを巡りました。二、経費・行き先の制限（二泊程度が限度）等から、参加人員の減少と固定化、東西に長い県下の各地からの参加の困難性など相変わらず克服課題山積のOB親睦旅行となりましたが、ただ単に安さを売り物にした

「業者ツアー」では味わうことのできない「意義あるOBの旅」としての旅行でした。

三、また、今年の反省会でも次回も「共催で実施しよう」との方向を確認しあいました。

五 情報活動について

一、会報「通信」を予定回数の四回発行しましたが、企画や紙面充実を目的にした「編集委員会」の開催には至りませんでした。

二、支部協の「ホームページ」「メールアドレス」活用は十分とはいえませんが、送受信回数の増や、アクセス

の増加がはかられ一層の活用が期待されます。

三、NTT労組新聞には、会員からの投稿やクイズへの応募に加え、退職者ページの「わが町の特産品」欄に中山間地域の村おこしの成功地でもある馬路村農協の『つくくん馬路村』が投稿され、製品の問合わせが寄せられるなど反響を呼び起こしました。

六 共済・福祉活動について

一、退職者共済活動は、会員の自助努力と共助の一助となり、多くの会員が利用し、会活動の結集軸として機能しています。

二、本年七月八月の会員・共済継続事務活動は、監督官庁からのコンプライアンス重視の厳しい指導の下に、加入基準の厳格化による申込書等の書式が複雑化することから、事前に役員全員による二日間わたる研修会を実施して臨みました。案の定、会員からは数百件ののぼる問合せと苦情や、複雑さに嫌悪した解約や書類の不提出がありました。

三、しかし、役員の事前研修が功を奏し、高知近郊役員の動員と、書類不備や未提出会員への指導と督促を全員の役員が分担し、当初目標の日程より二週間程度の遅れはありましたが、全会

2007年度 主な活動日誌

高知県支部協関係

年	月	日	活 動 内 容（場所など）
2007	10	3	2006年度決算監査（事務局）
		4	2006年度第4回幹事会（NTT高知中ビル）
		11	役員選考委員会（事務局）
		17	機関紙「通信」33号発送（事務局）
		//	総会来賓等への案内状発送
	11	6	高退連総会（高知会館）
		9	第9回NTT労組退職者の会高知県支部協議会（高知市）
		11	南国・香美・香南地区の集い（南国市）
		21	第1回幹事会（NTT高知中ビル）
		26～27	全国支部協代表者会議（静岡県）
	12	2	高知西南地区OBの集い（四万十市）
		12	退職者文化講演会（高知電友会と共催・高知商工会館）
		26	機関紙「通信」34号発送（事務局）
2008	1	4	情報労連高知県協 2008旗開き（高知・城西館）
		31～2月1日	電通共済担当者会議（東京）
	2	1	「地域の集い」世話人交流会（高知サンライズホテル）
		//	法律講演会「相続・遺言のイロハ」（//）
		4	確定申告相談会（安芸市）
		5～6	//（高知市）
		7	//（南国市）
		8	//（須崎市）
		//	退職予定者説明会（高知市）
	3	20	NTT高知によるOBとの懇談の集い（高知市）
		26	機関紙「通信」35号発送（事務局）
		27	第10回四国連携委員会（香川県）
		28	宿毛・大月地区OB集い（宿毛市）
		29	高知・朝倉地区OBの集い（高知市）
	4	5	高吾北地区の集い（佐川町）
		6	高知・旭地区OBの集い（高知市）
		8～9	退職者の会中央協、ブロック会議（富山県）
		17～18	電通生協四国地区加入促進会議（徳島市）
	5	19	安芸地区OBの集い（安芸市）
		7～9	全国活動者交流会（静岡県）
		27～29	NTT高知－OB合同旅行（世界遺産「石見銀山」他）
		30	後期高齢者医療保険制度廃止緊急集会（高知市）
	6	5～6	全国退職者共済実務者研修会（神奈川県）
		11	NTT高知－OB合同旅行反省会（電友会事務局）
		14	窪川地区の集い（四万十町）
		26	土佐・春野地区の集い（高知市春野町）
		27	全国臨時支部協代表者会議（東京）
	7	2	室戸地区OBの集い（室戸市）
			機関紙「通信」36号発送
		2～3	第2回幹事会・共済制度研修会（芸西村）
		14	2008年会員・共済継続事務書類発送
	8	25	会員・共済継続事務書類提出メット
		1～2	NTT労組四国総支部定期大会（徳島市）
		7～9	長崎平和フォーラム（長崎市）
	9	23	須崎地区OBの集い（須崎市）
		3	会員・共済業務実務者総括会議（高知市）
		10	予算項目見直し検討委員会（事務局）
		26	土佐清水地区OBの集い（土佐清水市）
	10	8	2007年度決算監査受検（事務局）
		//	第3回幹事会（NTT高知中ビル）
		15	機関紙「通信」37号発送

員分の処理を完了しました。

四、今回は、制度の変更があったとはいえ、高齢退職者会員相手の解りやすい「共済書類」とは大きくかけ離れた様式であったことから、実務担当者による「総括・反省会」を開催し、その内容を関係先に提出し次年度からの改善に取り入れるよう要望しました。

いづれにしても、共済元は高齢退職者がユーザーであり、取り扱う支部協役員は、共済の素人集団であることと、総支部所在地以外の支部協は「現職・分会役員」から一切のサポートが無いことを前提とした指導を強く望む取り組みでありました。

五、支部協会費・掛け金引落としの中央移管を九月に行いました。この結果支部協会費の入金のおよそ半は十月になると共に、共済掛け金引落としも九月の対象者および十一月の対象者となりました。

六、労金友の会活動や労福協活動、確定申告相談活動等に協力してきました。

七、NTT労組顧問弁護士の協力を得て「相続や遺言」で子や孫にも安心を与える取り組みを行い、会員や家族と現職労組員を含め一三〇名が参加し、勉強会を開催し多くの会員に喜びと安心を与えることができました。

七 友誼団体との連携 安心・信頼、暮らしを守る活動について

一、高知県高齢・退職者団体連合への役員の派遣や「後期高齢者医療保険制度廃止を求める緊急集会」(五月三十日、高知市役所前)への参加等を行ってきました。

二、また、高齢県にふさわしい県政を求め、高退連の一員として役員が「対県交渉」に参加してきました。

三、二〇〇八年一月に「後期高齢者医療制度廃止を求める署名」には多くの会員およびNTT高知県グループ連絡協議会の賛同と協力により、六五三名、二七七一筆分(全国のNTT退職者の会六九二四五名、二六七五八二筆、全国高齢者団体協議会一五七万七名)の署名が寄せられ、三月に厚労省に提出されました。

四、高知県労働者福祉協議会の「学習会」に参加すると共に、地域の労福協活動の支援拡大にも取り組みました。

五、情報労連が進める反核・平和行動の一環である、八・九(八月七〜九日)長崎原爆の日にあわせた「長崎平和フォーラム」に全国のNTT労組退職者の会の代表として、当支部協の速渡副会長が参加し、集会に集まった世界各地からの平和を願う仲間たちと共に「反

核・不戦」の誓いを新たにしました。

六、ボランティア活動支援策の策定にはいたりませんでした。したが、地域貢献への協力の一助となるよう「NTTボランティア高知OB

【第一号議案】

二〇〇八年度活動方針

一 組織活動・執行体制の確立について

一、団魂の世代の退職時期を迎えているものの、会員の純増は停滞しています。

この克服のためには、NTTグループ労組総体が退職者の会活動の存在を再確認し、退職予定社員・組合員に対し「退職者の会」への加入促進の取り組みをきめ細かく行くと同時に、退職者の会に未加入でも「共済が利用可能な活動のあり方の変更を関係方面に提言すること」に、NTT労組グループ連絡協議会と退職者の会が一体となつての「組織化説明会」(仮称「ウェルカム懇親会」を開催するなど現退一致した組織化活動が展開できるよう働きかけます。

二、日常業務体制への現職側からの人的支援が困難なこともあり、退職者の会としての自立した活動が急務となつていことから、活動の執行体制の強化に努めます。

三、事務局常駐は、これまでの実績をふまへ「火・水・木曜の午後半日」とします。七・八月期の会員・共済継続事務集中時には「月・金曜の午後半日」への拡大配置を行います。但し、当会の行事催行日、NTT労使からの要請による行動等の参加時、高退連総会や労福協行事並びに年末年始・八月十三〜十五日の盆時期は原則として事務所閉鎖します。

四、四役・常駐者会議を通じての意識統一に努めます。また、NTT労組側からの役員参加を求めます。

五、支部協会費は第九回総会(二〇〇七年九月)の決定どおり、二〇〇九年九月徴収から二〇〇〇円とします。

六、中央からの共済活動助成金が通減することから、一般会計・福祉会計の支出項目見直しを本年度から実施します。

七、支部協会費や共済掛け金

の口座引落とし事務が情報労連中央協に移管されたことから、各会員は必要残高の確認等「口座管理」を一層徹底されるようお願いいたします。

八、高齢会員や長期療養・介護会員へ「こきげんですか」訪問活動を役員が手分けして実施します。

二 中央協をはじめとした各種研修会・交流会への参加について

一、退職者の会中央協主催の交流会、ブロック会議等へ役員等が積極的に参加し研修を通じ爾後の活動に活かせるよう取り組みます。

二、情報労連高知県協議会、NTT労組高知県グループ連絡協議会と連携し、現退一致の活動の推進に取り組みます。

三、退職者の会の共通課題の推進を目的とした「NTT労組退職者の会四国連携委員会」活動に参加し、他県の活動に学びつつ、NTT労組四国総支部との連携強化をはかります。(退職者の会員は、NTT労組規約第十九条三項により、所在地のNTT労組総支部所属の特別組合員となつていることから、活動上の連携が必須・急務となつてい

三 地域の「集い」の支援 継続と地域活動者の交流会について

一、県下各地で、OBの出会いと交流を目的に活動している「地域のOB会」への支援を続けるとともに、旧報話局単位での開催、高知市内での開催地域拡大を支援します。

二、すでに県下各地で様々な活動を展開している、地域OB会の活動者の交流と連携強化のための「地域活動者交流会」を開催します。時期は二〇〇九年一月下旬頃とします。

四 OB親睦旅行について

一、本年度の親睦旅行についても高知電友会と共催で実施します。そのための両者による「旅行検討委員会」を早期に開催するよう取り組みます。

二、支援金は二十万円を上限としますが、開催時期や行き先等により年度を跨つての執行についても柔軟に対応することとします。

五 情報活動について

一、会報「通信」の年四回発行を継続することとし、必要に応じ回数増もおこないます。

二、紙面づくりのための「編集委員会」を機能的に開催します。

三、支部協のホームページや電子メールの活用推進をはかります。また、コンテンツポリシーを明確にします。

六 共済・福祉活動について

一、退職者共済の手続きがコンプライアンス重視の観点から監督官庁からの指導も含め、複雑化していますが、会員の「自助・共助の重要な手段」としての高いニーズにこたえるために、支部協段階での取り組みの一層の迅速・正確と会員への解りやすく丁寧な応接に努力します。

二、支部協の共済担当者の充実のための研修会への派遣や役員の勉強会を開催します。

三、満八〇歳到達会員への「預託金」返還(振込み確認のための)信書活動を続行します。

四、労金友の会活動や労福協活動へ参加し、高齢者社会の共通事項等の取り組みを進めます。

七 友誼団体との連携、安心・信頼、暮らしを守る活動について

一、高知県高齢・退職者団体連合の活動に参加し、地域の高齢者問題解決の活動を進めます。

二、県内各地の高退連地域組織、労福協支部組織や労金支店の友の会活動に参加し



ます。次世代を担う

三、NTT-OBや各地のOB会が取り組んでいる、ボランティア活動の把握と支援策を検討します。

四、NTT-OBに共通する諸課題については高知電友会との連携のもとに共通活動を進めます。

五、NTT労組の進めている「アピール21」活動に協力します。

六、年金・税制・医療・介護等従来の制度や政治手法では解決しえない問題が噴出

八、年金生活者の暮らしを守るため、政治活動方針についてはNTT労組の方針をふまえて闘います。

七、NTT労組の「二〇〇九年広島平和行動」に代表を派遣します。

【第二号議案】

高知県支部協議会 会則の一部改正について(案)

NTT労組の組織変更以来、退職者の会高知県支部協議会の対応組織は「NTT労組高知グループ連絡協議会」となっているが、NTT労組高知支部廃止以降、労組側の組織である「グループ連絡協議会」には、専従役員が無配置であることから、勢い当会活動における事務的処理事項を含め、当会活動の諸事全般は幹事会役員わけでも四役・常駐担当役員と高知市内近郊役員がその大半を担っていることに鑑み、これらの担当役員の責任の明確化に加え、退職者共済活動をはじめとする活動の強化並びに会員との連携強化に資するため、高知県支部協議会会則の一部を改正することとします。併せて会則第二十条の総会交通費のうち、高知市在住者の金額引上げを実施を、ふまえ行います。

〔改正及び追加条項〕

一 第九條に活動責任を高めるための条文整理を行います。

（現行） 第九條（幹事会）

幹事会は役員で構成し、必

要に於いて開き、総会の決定、確認事項を執行するとともに緊急な問題を処理します。

（改正） 会則第九條を以下のとおりとします。

第九條（幹事会および常任幹事）

一、幹事会は役員で構成し必

下記の通り「共済の種類」により「問い合わせ先」が異なりますので、気を付けて下さい。

お知らせ

※ 共済に加入されている会員は加入内容を確認のうえ、万一のときに家族が分かるよう「共済契約証書」等の保管をお願いします。

全 般 の 問 い 合 わ せ

高知県支部協議会

事務局常駐日は、毎週火・水・木曜日の午後半日です。お電話での問い合わせなどご注意ください。

NTT労組退職者の会 高知県支部協議会

住 所 〒780-0841 高知市帯屋町2-5-11

TEL 088-821-3800/FAX 088-873-3313 (24時間受信可)

E-mail taisyoku-kochi@air.ocn.ne.jp / URL http://www3.ocn.ne.jp/~ob-3800/

会員の異動や共済関係でお急ぎの場合は

NTT労組四国総支部（退職者担当）

TEL 089-936-2390

退職者共済に関する問い合わせ

電 通 共 済 生 協	火 災 共 済 (す ま い る) 自然災害共済 (お ま か せ) 交通災害共済 (し ぐ な る) 生 命 共 済 (さ さ え 愛)	共済推進部コールセンター ☎0120-211-114
	マ イ カ ー 共 済 車 両 共 済 自 賠 責 共 済	自動車共済コールセンター ☎0120-309-028
情 報 労 連 共 済 本 部	退 職 者 共 済 年 金 共 済《ひろがり》 退職者生命共済「あいあい」	☎03-5297-6171
	共 済 種 目 共 済 金 額 金 婚 (結婚50年) 10,000円 喜 寿 (77歳) 10,000円 米 寿 (88歳) 10,000円 白 寿 (99歳) 50,000円 本 人 死 亡 10,000円 配 偶 者 死 亡 10,000円	慶弔共済金（退職者共済基本契約） 基本契約部分として、左表の共済金が支給されます。 共済金の請求 ① 金婚、喜寿、米寿、白寿については、加入申込時に登録されたデータにより、自動的にお支払いしますので、請求する必要はありません。 ② 前項以外の請求事由が発生したときは、直ちに連絡してください。 ③ 火災共済・自然災害共済・生命共済・交通災害共済の請求は、所定の証明書が必要となります。支部協議会に連絡して下さい。 請求期限（時効） 共済金の支払いを受ける権利は、火災共済・自然災害共済・交通災害共済は2年、慶弔共済・退職者生命共済は3年です。請求を忘れないようご注意ください。
サ ー ビ ス 会 社 き ら 保 険	疾 病 共 済 N T T 労 組 関 係 の 方 (株) ラ イ フ ア シ ス ト	☎0120-850-184 受付時間 9時～17時 (土・日・祝日は除く)
	ガ ン 共 済 介 護 共 済 ま も る <	お 客 様 サ ー ビ ス セ ン タ ー ☎0120-590-251 ☎03-3564-7700

退職者共済 支払い状況

(二〇〇八年六月～九月までの支払分)

【お祝い】

☆喜寿(十一件)

西川 楠寿様・森 明博様

大川 節様・大家 由子様

酒井 康雄様・柴田 敏幸様

山下 桃井様・松坂 閑子様

小松 八代様・小松 茂美様

梶田 留喜様

【お悔み】

☆本人死亡(四件)

野村 佳子様・川田 穰一様

氏原 常世様・国吉 元身様

☆配偶者死亡(三件)

近藤世津子様・大石 美千様

楠目昭一郎様

要に於いて開き総会の決定、確認事項並びに日常の会務を執行します。

二、支部協議会の日常業務並びに緊急な活動課題を処理するため、会長は幹事の中から常任幹事を指名することができ、

二、会長は幹事会において、幹事の中から常任幹事を指名することができ、

（改正） 会則第十條を以下のとおりとし任務の分掌と責任体制の強化、日常業務の円滑化をはかります。

二、高知市の合併等による実勢をふまえ改正します。

二 第十條の役員に常任幹事を明文化し、日常業務の円滑化をはかります。

第十條（役員）

一、この会に次の役員をおきます。

三 高知市の合併等による実勢をふまえ改正します。

四 第二十一條（会則の施行）に改正日を追加します。

（現行）

第十條（役員）

一、この会に次の役員をおきます。

（追加）

第二十一條（会則の施行）

一、この会に次の役員をおきます。

第十條（役員）

一、この会に次の役員をおきます。

（追加）

第二十一條（会則の施行）

一、この会に次の役員をおきます。

第十條（役員）

一、この会に次の役員をおきます。

（追加）

第二十一條（会則の施行）

一、この会に次の役員をおきます。

第十條（役員）

一、この会に次の役員をおきます。

（追加）

第二十一條（会則の施行）

一、この会に次の役員をおきます。

第十條（役員）

一、この会に次の役員をおきます。

（追加）

第二十一條（会則の施行）